

## 委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 28 号 橋本市新型インフルエンザ等対策本部条例について

議案第 29 号 橋本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第 30 号 橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

議案第 38 号 橋本市青少年センター設置条例の一部を改正する条例について

議案第 44 号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 47 号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

を審査するため、3 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

### 記

議案第 28 号は、新型インフルエンザが発生した時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるように施行される新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本市に設置する対策本部に関し必要な事項を定めるものである。

委員から、新型インフルエンザ等対策本部の組織・体制について ただしがあり、法律の規定により市長が本部長となり、本部員に副市長、教育長、消防長または消防吏員が就くことになっている。このほか、必要な職員は本

条例の規定により置くことができる。今後、国と県が行動計画を策定し、それを受けて本市も行動計画を策定し、総合的な対策推進に関する事項、住民への適切な方法による情報提供、本部の体制などを決めていく との答弁がありました。

議案第 29 号は、地域主権改革一括法の関連として介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。

委員から、介護給付について不正請求があった場合、5 年間でさかのぼって返還請求することから、本条例では記録の保存を 5 年と定めるとのことだが、故意による不正請求があった場合の対応について ただしがあり、24 年度に居宅介護支援事業において不正請求が発覚したが、過料を加算して不正請求分を返還させている。故意による不正請求の場合であれば、事業所指定が取り消されるなどの処分を受けることとなる との答弁がありました。

議案第 30 号は、地域主権改革一括法の関連として介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 38 号は、教育委員会の機構改革として、社会教育課における情報伝達や他局との連携強化、また人員を集約し体制強化を目的として、青少年センターを社会教育課内に設置するための条例の一部改正である。

委員から、青少年センターに警察官が派遣されていることについて ただしがあり、橋本警察署と本市が少年問題に対処するために協定を結んでおり、現在常勤の少年補導職員 1 人と非常勤の警察官 2 人が派遣されている。職務は補導した少年の招致や取り調べなどのため警察署に送致するまでの対応などがある との答弁がありました。

機構改革の必要性とそのねらいについて とのただしがあり、補導された子どもをさまざまな方法で指導しているが、その後、学校や家庭でどのよう

に支援し育てていくかについて、同じ場所で情報を迅速に共有し、連携して行動することが今後一層重要になるからである との答弁がありました。

議案第 44 号は、診療費等の債権が従来 of 地方自治法に基づく債権放棄の手続きではなく、私法上の債権として民法の適用を受けることになったことにより、新たな規定を設け、適正な債権管理を行うための条例の一部改正である。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 47 号は、25 年 4 月から保健福祉センター内のいきいきルームに運動機器を設置し、介護予防事業や健康増進事業に活用していくが、事業を行わない午後と土曜日に、一般開放して市民の利用に供するため、1 回当たり 100 円の使用料を徴収するための条例の一部改正である。

委員から、利用方法と使用料設定について ただしがあり、専門的な資格を持つ健康運動指導士が血圧や脈拍など体調管理のもとに利用者の健康状態に合わせた運動メニューを作成し、それに沿って機器を利用していただくことになる。機器の購入や維持費、人件費、光熱費、同様の器具を備える民間施設との関係などを総合的に考慮した使用料設定である との答弁がありました。

機器の利用による事故やけがが起こる心配はないのか とのただしがあり、基本的に医者から運動を禁止されていない人が対象であるが、健康運動指導士に対して運動メニューの作成や機器操作の説明を慎重にするよう指示する との答弁がありました。